

地域企業事業継続支援金（10月分）

栃木県版まん延防止等重点措置に伴う飲食店等の営業時間短縮（足利市、栃木市、佐野市、小山市）の影響を受け、厳しい経営状況にある事業者に対し、事業継続支援金を支給します。

【対象】 2021年10月の売上高が、前年又は前々年同月比で30%以上減少した中小法人・個人事業者等
※ 2021年10月において、感染拡大防止営業時間短縮協力金の支給対象となる事業者を除く

【支給額】 2019年又は2020年の10月の売上高 – 2021年10月の売上高
支給限度額：中小法人等 20万円
個人事業者等 10万円

【申請方法】 郵送又はインターネット

【受付期間】 11月1日（月）～1月14日（金）（予定）

詳細は、県ホームページ等により公表します。

※ 国の月次支援金（10月分）が実施された場合、その支給対象となる事業者は除く